

補助金評価シート

区分	重点・重点以外	補助根拠	法令補助 ・ その他補助	開始時期	令和5年4月1日	終期	令和8年3月31日
補助事業名 [下段に制度概要を記載]		一時預かり事業補助金（保育所型） 家庭において一時的に保育を受けることが困難となった乳児又は幼児を、保育園等で一時的に預かることで安心して子育てができる環境を整備するため、私立保育園等が行う一時預かり事業に対して、補助金を交付する。					
款・項・目		民生費・児童福祉費・児童福祉施設費					
所属等		こども未来部 幼保運営課 給付・収納・政策G 電話 025-223-7375					

年 度		令和5年度（1年目）		令和6年度（2年目）		令和7年度（3年目）	
予算額等の推移	予算(千円)	130,424	国県 70,510	124,152	国県 70,574	128,155	国県 69,948
	決算(千円)	118,889	国県 71,746	115,879	国県 69,114	128,155	国県 69,948
補助率							
目 標		一時預かり受入れ児童数年間20,000人 <目標が数値でない場合の評価方法>					
目標に対する達成度（指標）	達成率100%以上						
	達成率 80%以上						
	達成率 50%以上	70.7%	14,132	62.4%	12,475	70.7%	14,132
	達成率 50%未満						
	目標が非数値化 ※取扱基準に記載した評価手法に基づく達成度について記入してください						
補助事業者による情報の公表		一時預かり申込書等					

評価欄	チェック	a. 補助対象経費は事業の直接経費となっているか	○	e. 指標の推移が維持・向上しているか	×
		b. 補助率は1/2以内か	×	f. 補助事業者による情報の公表は適正に行われているか	○
		c. 補助額が5万円以上になっているか	○	g. 目標は数値化されているか	○
		d. 収入が過剰になっていないか(繰越金が生じていないか)	○	h. 目標は補助金の成果を検証しやすい設定か	○
	×になった項目に対する今後の取組	<a～fにおける取組> 国要綱の補助基準額に基づき事業を実施しているが、補助基準額は定額補助であり、補助率は必ずしも1/2とならず、本市が事業を実施するにあたって補助率を変更する予定はない。 <g～hにおける取組> 児童数の減少により利用者数が減少しており過去3年間に比べると達成率が低下している。			
目標未達成の原因分析	<期間(3年)を通して目標達成率80%未満の場合、なぜ達成できなかったか> 児童数の減少により利用者数が減少したため。				
① 拡充・改善（補助率、補助額、補助対象経費、その他） ② 継続 ③ 廃止 ①～③の評価理由 ※目標未達成の原因分析に該当の場合はその要因を踏まえて今後どうするのかを記載すること 就労形態の多様化等に伴う一時預かりの需要や、保護者の心理的、肉体的負担軽減のための一時預かりの需要に対応していく。					